

## 防府市職員の非違行為に係る懲戒処分等の基準

|       |     |     |      |
|-------|-----|-----|------|
| 平成16年 | 12月 | 2日  | 制定   |
| 平成18年 | 9月  | 25日 | 一部改正 |
| 平成20年 | 3月  | 1日  | 一部改正 |
| 平成20年 | 9月  | 1日  | 一部改正 |
| 平成22年 | 3月  | 1日  | 一部改正 |
| 平成26年 | 4月  | 1日  | 一部改正 |
| 平成27年 | 5月  | 1日  | 一部改正 |
| 平成30年 | 12月 | 1日  | 一部改正 |
| 令和2年  | 4月  | 1日  | 一部改正 |
| 令和3年  | 4月  | 1日  | 一部改正 |

(趣旨)

第1条 防府市の職員の非違行為に係る懲戒処分及び懲戒処分以外の措置（以下「懲戒処分等」という。）については、この基準により厳正かつ公正に行うものとする。

(懲戒処分等の基準)

第2条 交通事故及び交通法規違反（以下「交通事故等」という。）以外の非違行為に対する懲戒処分の基準は、別表第1のとおりとする。

2 交通事故等に対する懲戒処分等の基準は、別表第2のとおりとする。

(懲戒処分等の加重、軽減)

第3条 懲戒処分等については、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案して処分の程度を加重し、又は軽減することができる。

- (1) 市又は他人に与えた損害の程度並びに他の職員及び社会に与える影響
- (2) 発生原因、発生状況及び事後の適切な措置の有無
- (3) 故意又は過失の度合
- (4) 隠蔽の事実の有無
- (5) 刑事事件の有無及び量刑
- (6) 公安委員会の行政処分の有無及びその程度
- (7) 日常の勤務態度及び過去の非違行為の有無及び回数
- (8) 当該職員の職務上の地位及び職務内容

(職員の報告義務)

第4条 職員は、非違行為を行った場合には、遅滞なくその旨を所属長を経て人事課長に報告するものとする。

2 前項のうち、公務の内外を問わず交通事故等については、その軽重及び被害・加害にかかわらず、交通事故・違反報告書（第1号様式）及び事故発生状況報告書（第2号様式）によりすべて報告するものとする。ただし、公務中の交通事故については、防府市庁用自動車管理規程第13条第2項の規定に従って行政管理課に報告する場合は省略できるものとする。

(所属長の報告義務)

第5条 所属長は、常に所属職員の言動の把握に努め、所属職員が非違行為を現に行い又は行ったことが明らかであると判断したときは、遅滞なくその旨を人事課長に報告するものとする。

(職員の報告義務違反)

第6条 第4条各項による報告の義務を怠ったことが明らかになった場合には、当該職員に対して懲戒処分等を行うものとする。

(管理監督者の責任)

第7条 職員の懲戒処分等を行った場合において、管理監督者が次の各号の一に該当するときは、当該管理監督者に対しても懲戒処分等を行うものとする。

- (1) 所属職員の非違行為を了知していたにもかかわらず、その事実を隠蔽し、又はこれを黙認したとき。
- (2) 所属職員が懲戒処分等を受けることに関し、指導監督に適正を欠いていたとき。
- (3) 懲戒処分等を行う場合には、(1)にあつては停職又は減給、(2)にあつては、減給、戒告、訓告又は注意とする。

(関係者の責任)

第8条 職員が、次の各号の一に該当するときは、相応の懲戒処分等を行うものとする。

- (1) 非違行為をした職員に対し、当該非違行為に係る事項を教唆し、又は当該非違行為を幫助したと認められるとき。
- (2) 職員の非違行為を了知していたにもかかわらず、その事実を隠蔽し、又はこれを黙認したとき。

(その他)

第9条 この基準に記載のない非違行為については、別表第1及び別表第2に掲げる基準のうち類似のものを参考にその都度決定するものとする。

附 則

この基準は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この基準は、令和３年４月１日から施行する。

別表第1（第2条第1項関係）

| 処 分 等 の 事 由  |              |                                                                                                              | 懲 戒 処 分 |    |    |    |
|--------------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|----|----|----|
|              |              |                                                                                                              | 免職      | 停職 | 減給 | 戒告 |
| 一般服務<br>違反関係 | 欠勤           | 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた場合                                                                                       | ●       | ●  |    |    |
|              |              | 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた場合                                                                                  |         | ●  | ●  |    |
|              |              | 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた場合                                                                                       |         |    | ●  | ●  |
|              | 遅刻・早退        | 勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた場合                                                                                    |         |    |    | ●  |
|              | 休暇の虚偽申請      | 病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした場合                                                                                     |         |    | ●  | ●  |
|              | 勤務態度不良       | 勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた場合                                                                          |         |    | ●  | ●  |
|              | 職務怠慢・注意義務違反  | 職務の怠慢又は注意の欠如により、公務の運営に支障を生じさせた場合                                                                             |         |    | ●  | ●  |
|              | 職場内秩序を乱す行為   | 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した場合                                                                                     |         | ●  | ●  |    |
|              |              | 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した場合                                                                                     |         |    | ●  | ●  |
|              | 虚偽報告         | 事実をねつ造して虚偽の報告を行った場合                                                                                          |         |    | ●  | ●  |
|              | 背任           | 自己又は第三者の利益を図る等の目的で、任務に背く行為をし、市に財産上の損害を生じさせた場合                                                                | ●       |    |    |    |
|              | 違法な職員団体活動    | 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は市の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした場合                                         |         |    | ●  | ●  |
|              |              | 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった場合                                         | ●       | ●  |    |    |
|              | 不承認営利企業等従事   | 任命権者の許可を受けることなく、営利を目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て他の事務、事業に従事した場合                        | ●       | ●  | ●  |    |
|              | 入札談合等に関与する行為 | 市が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った場合 | ●       | ●  |    |    |

|                                           |                                                                                    |   |   |   |   |
|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|---|---|---|---|
| 秘密漏えい                                     | 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合                                              | ● | ● |   |   |
| 違法な政治的行為                                  | 政治的目的を有する文書を配布した場合                                                                 |   |   |   | ● |
|                                           | 公職選挙法第136条の2の規定に違反し、公務員の地位を利用して選挙運動に関与した場合                                         | ● | ● |   |   |
| 公文書の不適正な取扱い                               | 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成、又は公文書を毀棄した場合                                         | ● | ● |   |   |
|                                           | 決裁文書を改ざんした場合                                                                       | ● | ● |   |   |
|                                           | 公文書を改ざん、紛失、誤廃棄等、不適正に扱ったことにより公務の運営に重大な支障を生じさせた場合                                    |   | ● | ● | ● |
| セクシュアル・ハラスメント                             | 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした場合 | ● | ● |   |   |
|                                           | 「わいせつな言辞等の性的な言動」<br>(注)を執拗に繰り返したことにより、相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合                | ● | ● |   |   |
|                                           | 相手の意に反することを認識の上で、「わいせつな言辞等の性的な言動」を繰り返した場合                                          |   | ● | ● |   |
|                                           | 相手の意に反することを認識の上で、「わいせつな言辞等の性的な言動」を行った場合                                            |   |   | ● | ● |
| パワー・ハラスメント（妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントを含む） | 相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた場合                                                            |   | ● | ● | ● |
|                                           | 指導、注意等を受けたにもかかわらず、繰り返した場合                                                          |   | ● | ● |   |
|                                           | 相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた場合                                                     | ● | ● | ● |   |
| 職員倫理規程違反                                  | 防府市職員倫理規程に違反した場合（平成13年4月1日施行の防府市職員倫理規程に係る処分等内規による。）                                | ● | ● | ● | ● |
| 個人情報保護義務違反                                | 個人情報のデータ改ざん等不適切な情報処理等により個人の人格的利益を著しく侵害した場合                                         | ● | ● | ● |   |
| 個人情報の目的外利用                                | 職務上知り得た個人情報を当該業務以外の目的で使用し、又は職権を濫用して個人情報を当該業務以外の目的で収集した場合                           | ● | ● | ● |   |

|           |                 |                                                                                                |   |   |   |   |
|-----------|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|---|---|
|           | ネットワークへの不正アクセス  | 他人のパスワードを使用し、又はコンピュータ・システムにおける安全上の不備を利用して不正にネットワークにアクセスし、システム又は情報資産等の破壊若しくは改ざんを行い又は情報を漏えいさせた場合 | ● | ● |   |   |
|           |                 | 他人のパスワードを使用し、又はコンピュータ・システムにおける安全上の不備を利用して不正にネットワークにアクセスした場合                                    |   | ● | ● |   |
|           | コンピュータの不適正使用    | 職場のコンピュータをその職場に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた場合                                                |   | ● | ● |   |
| 公金公物等取扱関係 | 横領              | 公金又は公物を横領した場合                                                                                  | ● |   |   |   |
|           | 窃取              | 公金又は公物を窃取した場合                                                                                  | ● |   |   |   |
|           | 詐取              | 人を欺いて公金又は公物を交付させた場合                                                                            | ● |   |   |   |
|           | 紛失              | 公金又は公物を紛失した場合                                                                                  |   |   |   | ● |
|           | 盗難              | 重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った場合                                                                        |   |   |   | ● |
|           | 公物損壊            | 故意に職場において公物を損壊した場合                                                                             |   |   | ● | ● |
|           | 失火              | 過失により職場において公物の出火を引き起こした場合                                                                      |   |   |   | ● |
|           | 諸給与の違法支払・不適正受給  | 故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した場合                                  |   |   | ● | ● |
|           | 公金公物処理不適正       | 自己保管中の公金の流用等公金又は公物の不適正な処理をした場合                                                                 |   |   | ● | ● |
| 公務外非行関係   | 放火・殺人           | 放火又は殺人をした場合                                                                                    | ● |   |   |   |
|           | 傷害              | 人の身体を傷害した場合                                                                                    | ● | ● |   |   |
|           | 暴力行為            | 暴力行為（人を傷害するに至らないもの）を行った場合                                                                      |   |   | ● | ● |
|           | 器物損壊            | 故意に他人の物を損壊した場合                                                                                 |   |   | ● | ● |
|           | 横領              | 自己の占有する他人の物（公金及び公物を除く。）を横領した場合                                                                 | ● | ● |   |   |
|           |                 | 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した場合                                                                    |   |   | ● | ● |
|           | 窃盗・強盗           | 他人の財物を窃取した場合                                                                                   | ● | ● |   |   |
|           |                 | 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した場合                                                                         | ● |   |   |   |
|           | 詐欺・恐喝           | 人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた場合                                                                | ● | ● |   |   |
|           | 賭博              | 賭博をした場合                                                                                        |   |   | ● | ● |
|           |                 | 常習として賭博をした場合                                                                                   | ● | ● |   |   |
|           | 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用 | 麻薬・覚せい剤等を所持又は使用した場合                                                                            | ● |   |   |   |
|           | 酩酊による粗野な言動等     | 酩酊して公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした場合                                                 |   |   | ● | ● |

|            |                                                                                             |   |   |   |   |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|---|---|
| 強制わいせつ     | 暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした場合                                                                      | ● |   |   |   |
| 淫行         | 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合                                       | ● | ● |   |   |
| 痴漢行為       | 公共の場所又は乗物において痴漢行為をした場合                                                                      | ● | ● | ● |   |
| 盗撮行為       | 公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした場合 |   | ● | ● |   |
| その他わいせつな行為 | 法令等に違反して公然わいせつ、のぞき、わいせつ物頒布等の行為をした場合                                                         | ● | ● | ● | ● |
| ストーカー行為    | ストーカー行為又はこれに類似した行為をした場合                                                                     | ● | ● | ● | ● |
| 税等の滞納      | 税等の滞納を繰り返した場合、又は再三の催告等に応じない、若しくは差押を受けるなど悪質な滞納をした場合                                          | ● | ● | ● |   |
|            | 正当な理由なく税等の滞納をした場合                                                                           |   |   | ● | ● |
| その他の公務外非行  | 上記に掲げるもののほか、公務外において法令違反、反社会的行為、信用失墜行為を行うなど全体の奉仕者として相応しくない非行があった場合                           | ● | ● | ● | ● |

注：「わいせつな言辞等の性的な言動」とは、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動をいう。

別表第 2（第 2 条第 2 項関係）

| 処 分 等 の 事 由               |                    |       | 懲 戒 処 分 |    |    |    | 懲戒処分以外<br>の措置 |    |
|---------------------------|--------------------|-------|---------|----|----|----|---------------|----|
|                           |                    |       | 免職      | 停職 | 減給 | 戒告 | 訓告            | 注意 |
| 飲酒運転<br>(酒酔い)             | 人身事故               | 死亡事故  | ●       |    |    |    |               |    |
|                           |                    | 重傷事故  | ●       |    |    |    |               |    |
|                           |                    | 軽傷事故  | ●       |    |    |    |               |    |
|                           | 物損事故               |       | ●       |    |    |    |               |    |
|                           | 事故なし               |       | ●       |    |    |    |               |    |
| 飲酒運転<br>(酒気帯び)            | 人身事故               | 死亡事故  | ●       |    |    |    |               |    |
|                           |                    | 重傷事故  | ●       | ●  |    |    |               |    |
|                           |                    | 軽傷事故  | ●       | ●  |    |    |               |    |
|                           | 物損事故               |       | ●       | ●  |    |    |               |    |
|                           | 事故なし               |       | ●       | ●  |    |    |               |    |
| 飲酒（酒酔い及び酒気帯び）運転の教唆・幫助・同乗者 |                    |       | ●       | ●  |    |    |               |    |
| 無免許運転                     | 人身事故               | 死亡事故  | ●       |    |    |    |               |    |
|                           |                    | 重傷事故  | ●       | ●  |    |    |               |    |
|                           |                    | 軽傷事故  | ●       | ●  |    |    |               |    |
|                           | 物損事故               |       | ●       | ●  |    |    |               |    |
|                           | ※免許証不携帯は除外<br>事故なし |       |         | ●  | ●  | ●  |               |    |
| 速度超過違反                    | 人身事故               | 死亡事故  | ●       | ●  |    |    |               |    |
|                           |                    | 重傷事故  | ●       | ●  |    |    |               |    |
|                           |                    | 軽傷事故  |         | ●  | ●  |    |               |    |
|                           | 物損事故               |       |         | ●  | ●  | ●  | ●             |    |
|                           | 事故なし               | 速度超過① |         | ●  | ●  |    |               |    |
|                           |                    | 速度超過② |         |    | ●  | ●  |               |    |
|                           |                    | 速度超過③ |         |    |    | ●  | ●             | ●  |
| その他の違反                    | 人身事故               | 死亡事故  | ●       | ●  |    |    |               |    |
|                           |                    | 重傷事故  | ●       | ●  |    |    |               |    |
|                           |                    | 軽傷事故  |         | ●  | ●  | ●  |               |    |
|                           | 物損事故               |       |         |    | ●  | ●  | ●             | ●  |
|                           | 事故なし               |       |         |    |    | ●  | ●             | ●  |

注：1 表中「重傷」とは、医師の診断による入院治療を要する期間が 30 日以上のものであり、「軽傷」とは、30 日未満のものとする。

2 表中「その他の違反」の内「軽傷事故」の戒告は、入院を伴わない通院の中で軽微なものを目安とする。

3 表中の速度超過①とは 50km 以上、速度超過②とは 30km 以上 50km 未満（ただし、高速道路では 40km 以上 50km 未満）、速度超過③とは 30km 未満（ただし、高速道路では、40km 未満）とする。

4 同時に二つ以上の違反に該当する場合及び繰返し違反・事故があった場合は、実情に応じて加重する。

5 措置義務違反（ひき逃げ・あて逃げ）があった場合は、1 ランク加重することができる。

6 この基準は、公私の別を問わず適用するものとし、自損行為についても準用する。